2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者であること。

なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　関東地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。

⑶　関東地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、1200点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が、1200点以上の者であること。）

⑷①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、平成８年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員に下記の施工実績を有すること。

ア）海上工事として、水深15m以深（天端高さ）の捨石マウンドを築造し、且つ、質量2000ｔ以上の鉄筋コンクリートケーソンの据付を施工した工事

また、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成８年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

ア）海上工事として、捨石マウンドを築造し、且つ、鉄筋コンクリートケーソンの据付を施工した工事

また、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、１人の者が、平成８年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記に掲げる工事の施工経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任（監理）技術者が下記の施工経験を有していればよい。

ア）海上工事として、水深15m以深（天端高さ）の捨石マウンドを築造し、且つ、質量2000ｔ以上の鉄筋コンクリートケーソンの据付を施工した工事

また、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

③　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、１人の者が、平成８年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記に掲げる工事の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ア）海上工事として、捨石マウンドを築造し、且つ、鉄筋コンクリートケーソンの据付を施工した工事

なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

⑹　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑻　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）

⑽　工事全般の施工計画及び企業の高度な技術力（ＶＥ提案）が適正であること。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は「価格」及び「企業の高度な技術力（ＶＥ提案）」、「工事全般の施工計画」並びに「施工体制」をもって入札に参加し、次の①、②の要件に該当する者のうち、⑵の総合評価の方法によって得られた数値（以下、「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

①　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

②　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（以下、「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、及び「加算点」の最高点を60点とする。

②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限範囲内の入札参加者のうち、下記㋐、㋑の評価項目毎に評価を行った結果、得られた「評価点の合計値」が、最も高い者に60点の「加算点」を与える。その他の者は「評価点の合計値」に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。なお、加算点は小数位３桁（４位四捨五入）とする。また、「施工体制評価点」は下記㋒の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

㋐　企業の高度な技術力（ＶＥ提案）（詳細は、入札説明書による。）

㋑　工事全般の施工計画（工事全般の施工計画及び当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

㋒　施工体制（施工体制評価点）

③　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札者の「標準点」と、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

④　②㋐、㋑、及び㋒の評価項目について、共通仕様書、特記仕様書及び関係法令を遵守し、一般的な施工機械により施工及び管理する方法を用いて作業を行う者で、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に標準点（100点）を与え、さらに②㋐のＶＥ提案、②㋑の施工計画、及び②㋒の施工体制の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。

⑶　評価の基準　⑵②㋐、㋑、及び㋒の評価項目の詳細は入札説明書による。

⑷　受注者の責により、入札時のＶＥ提案及び工事全般の施工計画の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして当該工事成績評定を減ずることとする。

なお、受注者の責によらない場合とは、災害又はその他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。（詳細は、入札説明書による。）